

## 神戸市職員労働組合との交渉議事録

1. 日 時：令和3年12月17日（金） 17：15～17：30

2. 場 所：給与課会議室（1号館13階）

3. 出席者：

（市） 行財政局給与課長、組織制度課長、給与課担当係長2名、組織制度課担当係長  
（組合） 市職副委員長、書記長、他6名

4. 議 題：保育所保育士の勤務時間の変更について

5. 発言内容：

（市） 平素より皆さま方におかれましては、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、本日は、「保育所保育士の勤務時間及び週休日等の変更」につきまして、ご提案させていただきたいと考えております。

《資料配布》・・・別紙1

お配りした資料をご覧ください。

「1. 趣旨」ですが、保護者の就業形態の多様化により、児童の登降所時間は様々になっております。また近年、少子化や核家族化が進む中で、子育てへの不安や負担感、孤立感を抱える保護者が増えています。加えて、コロナ禍において保護者や児童の生活環境は大きく変化し、様々なケアが必要となってきております。そこで、安全安心な保育を実施するため、開所時から安定的な体制確保を目的として、保育士の勤務開始時間の変更を行います。

また、保育士が働きやすい職場環境を構築し、ワークライフバランスを確保するため、4週8休制度を導入いたします。

「2. 実施対象」は、保育所に勤務する保育士でございます。

「3. 変更内容」ですが、まず「(1) 正規職員、再任用フルタイム職員」の「①勤務時間」については、現在、平日、土曜日ともに8時以降の勤務時間となっているところ、平日・土曜日ともに最も早い勤務時間で7時からの勤務といたします。次に「②週休日・勤務時間数・休憩時間」ですが、週休日については、現在4週7休のところ、日曜日及び4週間を通じ土曜日3日、平日1日が週休日となる4週8休といたします。また、勤務時間数については、現在平日7時間25分、土曜日6時間40分のところ、平日・土曜日ともに7時間45分に、休憩時間については、現在45分のところ、60分に変更いたします。

「(2) 再任用短時間勤務職員」の「①勤務時間」については、現在、平日、土曜日ともに8時以降の勤務時間となっているところ、平日・土曜日ともに最も早い勤務時間で7時からの勤務といたします。「②週休日・勤務時間数・休憩時間」ですが、週休日については、現在4週7休のところ、日曜日及び4週間を通じ土曜日3日・平日1日が週休日となる4週8休といたします。また、勤務時間数については、現在、平日5時間45分、土曜日5時間のところ、平日・土曜日ともに6時間に、休憩時間については、現在45分のところ、60分に変更いたします。

「4. 実施時期」については、令和4年4月1日からといたします。

なお、会計年度任用職員について、参考に情報提供いたします。この度の勤務時間及び週休日等の変更の提案に合わせ、令和4年4月1日から、フルタイムで勤務する会計年度任用職員の週休日、1日の勤務時間及び休憩時間について、正規職員と同様のものに変更する予

定です。また、週休日増加への対応として、各保育所においてパートタイム会計年度任用職員の一部を見直し、フルタイム化するとともに、正規職員と同じローテーションで勤務する一部のフルタイム会計年度任用職員の初任給を職務職責や人材確保の観点等を勘案し、1級13号給から2級9号給へと見直す予定です。

説明は、以上でございます。

(組合) 今、保育士の勤務時間の変更、および4週8休の実現の提案を受けました。

私たちも、保護者の方が安心して預けられる保育所、そして4週8休の実現については、目指す方向は同じであり、提案趣旨については理解できます。

一方で、保育所の労働条件については改善すべきものがあると認識していますので、改めて職場意見を集約させていただきます。

提案については持ち帰り議論させていただきます。